

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報

1 採用した職員に占める女性職員の割合(令和5年度)

区分	男	女	計	割合
事務	131	101	232	43.5%
技術	121	117	238	49.2%
現業	35	5	40	12.5%
消防	52	5	57	8.8%
教職員	159	191	350	54.6%
会計年度任用職員※1	1240	3185	4425	72.0%
任期付職員※2	318	507	825	61.5%

※1 会計年度任用職員は令和5年4月1日時点で在籍しているフルタイム、パートタイムについて集約。その他は令和5年4月採用数。

※2 育児休業に伴う任期付任用教諭、学校事務職員及び配偶者同行休業に伴う任期付任用教諭について集約。

2 平均した継続勤務年数の男女の差異(令和5年4月1日現在)

区分	男	女	差異
事務	17年4月	13年10月	3年6月
技術	13年9月	12年9月	1年0月
現業	19年10月	24年0月	▲4年2月
消防	16年2月	17年8月	▲1年6月
教職員	17年2月	16年4月	0年10月

・再任用を除く。

3 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間(令和4年度)

区分	平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市職員	14.9	16.3	17.2	14.2	16.3	12.8	15.0	12.7	14.2	13.4	14.7	14.8	17.1
教職員 (学校事務・栄養教諭)	3.7	7.4	2.8	3.0	2.3	1.2	2.2	3.9	2.9	2.2	1.9	4.2	10.1
会計年度任用職員	2.6	2.5	2.4	3.5	4.5	2.0	2.1	1.9	2.2	2.1	2.3	2.4	3.7

4 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合(令和5年4月1日現在)

区分	男	女	計	割合
市職員	836	168	1004	16.7%
教職員	523	106	629	16.9%

・派遣職員を除く。

5 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合(令和5年4月1日現在)

職位	男	女	計	割合
局長職	43	4	47	8.5%
部長職	228	50	278	18.0%
課長職	565	114	679	16.8%
係長職	1828	392	2220	17.7%
一般職	5447	3746	9193	40.7%
現業職	1198	188	1386	13.6%
校長・園長	255	60	315	19.0%
副校長・教頭	268	46	314	14.6%
事務長	13	2	15	13.3%
教職員	3511	4179	7690	54.3%

・派遣職員を除く。

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報

6 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数(令和4年度)

区分	出産補助休暇		子育て参加休暇	
	取得率	取得日数	取得率	取得日数
市職員	91.4%	2.6	77.9%	4.2
教職員	67.8%	2.3	56.3%	3.8

・配偶者出産休暇(出産補助休暇)

配偶者の出産のための入院などの日から産後2週間において3日まで取得可能。

・育児参加のための休暇(子育て参加休暇)

配偶者の産前産後8週間において、生まれてくる子や、小学校に入る前の兄弟の子育てのために5日まで取得可能。

7 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間(令和4年度)

職種	育児休業取得率		平均取得期間	
	男	女	男	女
事務	61.8%	102.4%	54.9	473.3
技術	53.7%	100.9%	54.8	464.6
現業	18.2%	100.0%	44.0	273.0
消防	18.3%	100.0%	40.5	308.0
教職員	24.8%	99.4%	137.5	493.7

・育児休業取得率

取得率とは(新規取得者数/当該年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数)を示す。
このため、取得率が100%を超えることがある。

8 職員の給与の男女の差異(令和4年度)

別紙のとおり

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：市長、市議会議長、市選挙管理委員会、各区選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、農業委員会、消防長、交通事業管理者、水道事業管理者、病院事業管理者及び教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.94 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.69 %
全職員	85.25 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	102.60 %
本庁課長相当職	97.71 %
本庁課長補佐相当職	- %
本庁係長相当職	96.32 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.06 %
31～35年	94.10 %
26～30年	91.85 %
21～25年	92.27 %
16～20年	90.20 %
11～15年	89.82 %
6～10年	94.95 %
1～5年	92.32 %

【説明欄】

- ・選挙時における投票開票事務従事者など、一時的かつ極めて短期で任用する職員は、正確な給与の差異の比較が困難なため、対象外としている。
- ・2(1)について、課長補佐相当職は該当する職員がいないため公表なし。
- ・短時間勤務の職員やパートタイムの職員について、常勤職員の所定勤務時間を参考とし、職員を数える単位として「時間」を用いた換算を行った。

【男女の給与の差異の主な要因】

- ・相対的に給与水準が高い係長職以上の職員について、男性職員の占める割合が女性職員よりも高い。
- ・扶養手当や住居手当、時間外勤務手当等の諸手当について、男性職員の受給率が高い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。